

ID: 1920

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第37条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【根拠条文】 (協定の認可の取消し) 第37条 市町村長は、第31条第1項又は第34条第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第33条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日